建設・解体業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正により建物解体時の規制が強化されました。2020年4月施行

フロン排出抑制法の対象となる機器

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの

店舗用エアコン、業務用冷凍冷蔵庫、ビル用マルチエアコン、冷凍冷蔵用ショーケースなど

建設・解体業者がやるべきこと

・解体する建物において業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、その結果を書面で発注者に説明。

　　改正点：その書面の写しを3年間保存。

・フロン類の回収を充塡回収業者に依頼。

　（工事の発注者から充塡回収業者へのフロン類引渡しを受託した場合）

・フロン類が回収されていることを確認し廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡し。

フロン類をみだりに放出した場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金

工事の発注者

改正点

フロン類を回収しないまま行う機器廃棄は即座に罰金。

違反した場合、50万円以下の罰金

廃棄物・リサイクル業者

改正点

フロン類の回収が確認できない機器の引取りは禁止。

違反した場合、50万円以下の罰金

ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら・・・

○解体する建物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。

○事前確認書面に結果を記入し、その内容を工事発注者に説明します。

○書面を工事発注者と解体業者がそれぞれ３年間保存します。

機器がない場合

機器がない場合でも、書面を保存してください！

機器がある場合

フロン類が未回収

方法①：工事発注者から委託確認書をもらい、フロン類の回収を充塡回収業者に依頼します。

方法②：工事発注者に対して、発注者自ら（又は第三者に委託して）フロン類の回収を充塡回収業者に依頼するよう伝えます。

方法①の場合

○充塡回収業者から引取証明書の写しをもらい、３年間保存します。

※引取証明書の写しを必要部数用意します。

フロン類が回収済み及び方法②の場合

○工事発注者からフロン類の引取証明書の写しをもらいます。

○廃棄物・リサイクル業者に廃棄機器を引渡す際に引取証明書の写しを渡します。

　引取証明書によりフロン回収済みであることを確認できないと、その機器の引取りは拒否されます！

※廃棄物・リサイクル業者が充塡回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。

充塡回収業者

フロン類を回収し、引取証明書を発行します。

※都道府県に登録された第一種フロン類充塡回収業者

フロン類は強力な温室効果ガスです！

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100～10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。

エアコン1台分（約50t-CO2）ビル用パッケージエアコン1台に含まれるフロンは約20kg

＝レジ袋約150万枚分、トラック地球2.4周分

詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>

お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局

<http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL：03-3581-3351（内線6753）

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL：03-3501-1511（内線3711）